多すぎない？ 少なすぎない？

取引先が持つ在庫の「適正化」はこう支援する

在庫を過剰に抱える取引先などに在庫の適正化をどうアドバイスするか解説する。

六角明雄　中小企業診断士

1 在庫が「適正量」にあるか分析する方法を押さえよう

取引先が持つ在庫（棚卸資産）は多すぎても、少なすぎても事業に支障を来す。ただし中小企業の場合、決算書や試算表の棚卸資産の数値を見ても、それが適正な数値か判断するのは難しい。

まずはその理由を、在庫の範囲や評価方法を紹介しながら考えていきたい。

同じ業種であっても在庫の範囲は異なる

①棚卸資産の範囲

企業会計の棚卸資産には様々な勘定科目が含まれる。企業会計原則によれば棚卸資産とは㋐事業において販売するために保有する製品・商品、㋑製造工程中にある仕掛品、㋒製品の部品や材料、㋓製品・商品のために短期間に使われる消耗品、㋔間接部門で短期間に使われる消耗品とされる。この中で多くを占めるのが㋐と㋑だ。

㋐事業において販売するために保有する製品・商品とは、例えば自動車販売店が保有する自動車であっても、会計上は販売目的の自動車は棚卸資産となり、従業員が営業活動のために使用する自動車は車両運搬具になるという意味だ。つまり保有目的によって棚卸資産になるか否かが決まるということである。

㋑製造工程中にある仕掛品とは、製造業などで完成品となる前の状態にあるもののことで棚卸資産として計上される。

企業によっては「半製品」という科目があるが、これは完成していないものの販売可能なものを指す。例えば、木材家具の製造業で、家具の部品として製材した板は完成品ではないが、それを販売している場合は半製品となる。

また建設会社では、建設中の建物を「未成工事支出金」という科目に計上する。これは仕掛品に相当する。

このように業種ごとに棚卸資産には様々なものがあり、同業種内の企業でも定義が異なることがあるのだ。

②費用収益対応の原則

会計における費用は、事業活動で得られる収益に対応させるのが原則だ。前期に仕入れた商品でも当期に販売した場合は、その仕入代金を当期の費用として計上する。同様に、当期に仕入れた商品を当期に販売しなかった場合、その仕入代金は一旦、棚卸資産として計上する。

故に、当期の売上に対する商品の仕入額、すなわち売上原価は「前期期末商品棚卸高＋当期商品仕入高－当期期末商品棚卸高」で計算する。

しかし、中小企業の場合、商品の仕入れの正確な記録や実地棚卸を行っていないこともある。そのため当期の仕入額をそのまま売上原価としたり、帳簿上の金額をそのまま期末商品棚卸高としたりする例も見られる。

つまり金融機関の担当者は売上原価の算出が正確かどうかにも、注意しなければならない。

製造業の原価は労務費や製造経費を含む

③製造業の原価の考え方

製造業の売上原価の考え方にも注意が必要だ。

他の業種の売上原価の計算式で使われる当期商品仕入高は、製造業では「当期総製造費用」となり、原価は「前期期末仕掛品棚卸高＋当期総製造費用－当期期末仕掛品棚卸高」で求める。

この当期総製造費用には、有形の材料や部品だけでなく無形の労務費や製造経費も加えられる。具体的には製造に携わる従業員の給料（労務費）、製造に関連して発生する減価償却費、水道光熱費、固定資産税などが含まれるのだ。

ただし、実態としては単に仕入れた材料や部品だけを当期総製造費用としている製造業もあるし、原価や棚卸資産の額が正確ではない製造業も見られる。

④在庫の評価の仕組み

いま保有している在庫を金額に直すといくらになるのか――この考え方も「評価基準」「評価方法」「評価単位」という3つの規則を踏まえる必要があり、企業ごとに異なる点に注意したい。

評価基準については、棚卸資産を取得したときの価額で評価する取得原価基準、時価で評価する時価基準、取得価額と時価のいずれか小さいほうの金額で評価する低価基準がある。

評価方法も複数ある。棚卸資産を販売・消費するときの価額である払出原価を計算する方法で、個別法、先入先出法、平均原価法（総平均法と移動平均法）、売価還元法、最終仕入原価法などだ。

評価単位については、棚卸資産は原則として個別の商品ごとに評価すると定められているものの、実際には複数の棚卸資産を一括りにした単位で評価することも認められている。例えば紳士服店で保有するスーツとスラックスは、通常はセットで販売するの